

義務年限：卒業後10年間に6年間知事指定医療機関で勤務。（みなし勤務の上限期間：3年間）**1 知事指定医療機関で初期研修するケース**

初期臨床研修 2年

卒後 3 年目以降（専門医研修等）

義務カウント
(2年間)県内の基幹施設の専門医プログラムで研修を実施し、償還期間残り 8 年間のうち 4 年間指定医療機関で勤務（中小病院等への勤務に当たっての規定適用有「留意事項参照」）
(3年間は東北大学病院・大学院でみなし勤務可能)**2 東北大学病院及び仙台医療圏の基幹型臨床研修病院で初期研修するケース**

初期臨床研修 2年

卒後 3 年目以降（専門医研修等）

義務カウント
(2年間(みなし勤務))県内の基幹施設の専門医プログラムで研修を実施し、償還期間残り 8 年間のうち 4 年間指定医療機関で勤務（中小病院等への勤務に当たっての規定適用有「留意事項参照」）
(1年間は東北大学病院・大学院でみなし勤務可能)**3 知事指定医療機関での初期研修後、基礎研究等の大学院に進学するケース**

初期臨床研修 2年

卒後 3 年目以降（基礎研究等の大学院進学）

義務カウント
(2年間)専門医研修の規定適用はなく、償還期間残り 8 年間のうち 4 年間指定医療機関で勤務することが必要だが、3 年間は東北大学大学院（基礎研究等に限定）在学でみなし勤務適用可能。
※1年間は知事指定医療機関で勤務が必要。**【留意事項～中小病院等への勤務に当たっての規定～】**

専門医プログラムで研修する場合、原則、基幹型臨床研修病院以外の知事指定医療機関が連携施設となっている場合は、最低半年間は当該連携施設で従事する必要があります。（卒後 3～5 年目程度の時期を想定）

【東北大学病院初期臨床研修「地域医療重点プログラム」】

当プログラムを選択すると、決められた学外研修期間の14ヶ月間（予定）は東北大学病院研修ではなく、予め決められたみなし勤務期間（3年間）に追加する形で、指定医療機関での勤務とみなし義務カウントします